

琴浦町地域防災計画 概要

■改正点

琴浦町地域防災計画（平成 27 年 7 月改定）を全面改定する。

鳥取県地域防災計画（平成 30 年 3 月改訂）の項目に従って全面改定を行う。

鳥取県地震調査研究委員会報告（平成 30 年 3 月 28 公表）の断層を追加し、津波最大波高及び津波浸水区域を変更した。また、避難所設置基準を見直し、指定避難所などを大幅に見直した。

第 1 編 総則

計画策定の目的、町の自然条件や災害を記載

防災訓練や防災教育について記載

第 2 編 災害予防

組織体制計画により、役場各課の掌握事務を記載

避難対策計画により、避難勧告などの発令基準、避難場所指定基準などを記載

指定緊急避難場所・指定避難場所の見直しを実施

	指定緊急避難場所	指定避難所
変更後	50 カ所	22 カ所
変更前	28 カ所	109 カ所
変更理由	土砂災害・洪水の危機が逼迫している中で公園や広場を緊急避難所とすることは必ずしも適切ではないことから、津波、高潮に対する避難場所以外の屋外は除外し、新たに自治公民館などの屋内施設を設定した。	ほとんどの自治公民館は耐震性を確保できないこと、土砂災害警戒区域、津波浸水区域、火災危険地域にある施設は安全性の確保から除外した。

その他、医療・輸送・物資調達供給・被災者支援計画等を定め、災害に対する各面での対応を記載

第 3 編 災害応急対策

国県、その他各機関との防災体制を記載

本町における災害対応体制を記載

- ・災害対策本部（災害が発生、災害が発生する恐れがある場合設置 役場・消防団で構成）
- ・現地災害対策本部（災害の規模その他の状況により応急対策推進のため設置）
- ・災害警戒本部（災害に対する警戒のため設置 総務課・建設課・農林水産課・上下水道課・消防団で構成）

本町における避難対策計画を定め、避難勧告などの発出基準などを記載

避難情報	求める行動	事象
避難準備情報・高齢者等避難開始	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難開始 ・その他の人は、避難準備を開始	・河川水位観測所水位が消防団待機水位に達した場合 ・軽微な漏水・浸食が発見された場合

避難勧告	・予想される災害に対応した避難所への避難開始 ・避難が危険な場合は安全な場所への避難	・河川水位観測所水位が氾濫注意水位に達した場合 ・異常な漏水・浸食が発見された場合
避難指示 (緊急)	・すでに災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況、未だ避難していない人は緊急に避難を開始 ・避難が危険な場合は安全な場所に避難	・決壊や溢水が発生した場合 ・各河川水位が堤防高に達するおそれが高い場合 ・異常な漏水・浸食の進行、亀裂・滑りによる決壊のおそれが高まった場合 ・水門等の施設に異常がある場合

避難行動をとるべき災害の種類を追加するとともに基準を記載

・災害種類：洪水・土砂災害・高潮・津波・火災・劇薬物・爆破物

その他、医療、交通・輸送、食糧・物資調査達供給、住宅対策、文教、農業、被災者支援などの計画を記載

第4編 復旧・復興計画

公共施設の復旧をはじめ、被害を受けた地域の経済活動及び被災者の生活安定のため各計画を記載

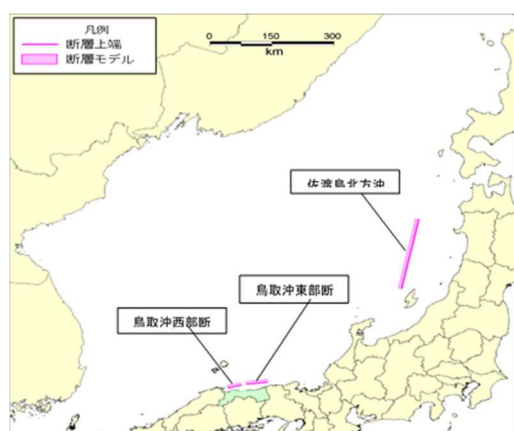
第5編 災害種別対策

災害別に予防対策計画を策定

- ・地震：鳥取県地震調査研究委員会報告（平成 30 年 3 月 28 公表）に基づき被害を想定
- ・津波：鳥取県地震調査研究委員会報告（平成 30 年 3 月 28 公表）に基づき断層を想定し、津波高、到達時間を見直し

	F17	F24	F28	F55	佐渡北方
最大津波高	2.0m	3.2m	2.3m	2.1m	6.7m
見直し前	—	—	—	3.17m	5.53m
到達時間	123. 9 分	113.6 分	104 分	5 分	95 分
見直し前	—	—	—	5 分	95 分

* F17・24・28 は山形県・秋田県・青森県沖の断層。F55 は鳥取県沖断層



- ・風水害：河川危険箇所、ダム、ため池などの管理強化
- ・雪害：道路交通の確保、関係団体との調整及び地域ぐるみの支援体制明記

職員に対する提言等への対応に関する取扱要綱の制定について

総務課

1 趣旨

職員が、公職にある者から提言を受けた場合の対応等について必要な事項を定め、町政における公正の確保及び透明性の向上を図り、町政に対する信頼を確保することを目的に取扱要綱を制定するもの。

2 対象者

一定の公職にある者(議員等)とは、県内で選出された次に掲げる者(秘書及び代理人を含む。)とします。

- (1) 国会議員(比例区で選出され、本県を活動拠点とする者を含む。)
- (2) 地方公共団体の議会議員
- (3) 地方公共団体の長

3 提言等の受付・対応について

提言等に対しては、原則複数名の職員で対応するものとし、次のとおり手続きを行うものとします。

- (1) 提言等があった場合、対応した職員は、対応記録票を作成する。
- (2) 対応した職員は、対応記録票の内容に誤りがないか議員等に確認を行う。なお、琴浦町議会議員からの提言等に係る対応記録票の確認については、議会事務局を通じて行う。
- (3) 職員は、対応記録票を所属長へ報告する。
- (4) 報告を受けた所属長は、町長に報告するとともに、関係部署と情報共有を図る。
- (5) 提言等については、その内容から判断し、必要に応じて、所属長より議員等に回答する。この場合、口頭による回答を原則とし、回答内容は対応記録票に記載する。

4 その他

施行日 平成 30 年 9 月 14 日

平成 29 年度

地方財政状況調査及び財政健全化判断比率
に係る報告書

琴 浦 町

目 次

第1 地方財政状況調査.....	1
1. 調査の概要.....	1
2. 対象となる会計.....	1
3. 調査結果.....	1
(1) 決算規模、決算収支等の一覧.....	1
(2) 基金、起債残高の状況	2
ア 基金残高	2
イ 地方債残高.....	2
(3) 歳入.....	3
(4) 歳出.....	5
ア 性質別	5
イ 目的別	6
(5) 財政構造の弾力性（経常収支比率、財政力指数）	7
第2 健全化判断比率.....	10
1. 調査の概要.....	10
2. 対象となる会計.....	10
3. 調査結果.....	11
(1) 各指標の結果一覧	11
ア 実質赤字比率	11
イ 連結実質赤字比率	11
ウ 実質公債費比率.....	12

工	将来負担比率	13
才	資金不足比率	15

第 1 地方財政状況調査

1. 調査の概要

地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、全国統一基準により各年度の決算に関する調査表を作成するもの。

2. 対象となる会計

普通会計(一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計)

※純計決算額を調査するため、各会計間の重複するものを控除

3. 調査結果

(1) 決算規模、決算収支等の一覧

(単位：千円)

年度	歳 入 (A)	歳 出 (B)	差 引 (形式収支) (C)=(A)-(B)	翌年度 繰越財源 (D)	実質収支 (E)=(C)-(D)	単年度収支 (F)
H29	11,762,863	11,365,546	397,317	71,249	326,068	124,399
H28	11,505,861	11,050,473	455,388	253,719	201,669	△8,186
増減	+257,002	+315,073	△58,071	△182,470	+124,399	+132,585

年度	基金積立額 (財調基金) (G)	繰上償還金 (H)	基金取崩額 (財調基金) (I)	実 質 単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I)	経常収支 比 率
H29	294,742	4,778	145,000	278,919	89.0%
H28	409,637	1,035	469,300	△66,814	91.7%
増減	△111,895	+3,743	△324,300	+345,733	△2.7%

【用語】

実 質 収 支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

単 年 度 収 支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

実質単年度収支：単年度収支に、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立金及び繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩額）を差し引いた額

経 常 収 支 比 率：義務的性格の経常経費に、経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見ることにより当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。

【算定式】

$$\frac{\text{(経常経費充当一般財源)}}{\text{(経常一般財源総額)} + \text{(減収補填債特例分)} + \text{(臨時財政対策債)}}$$

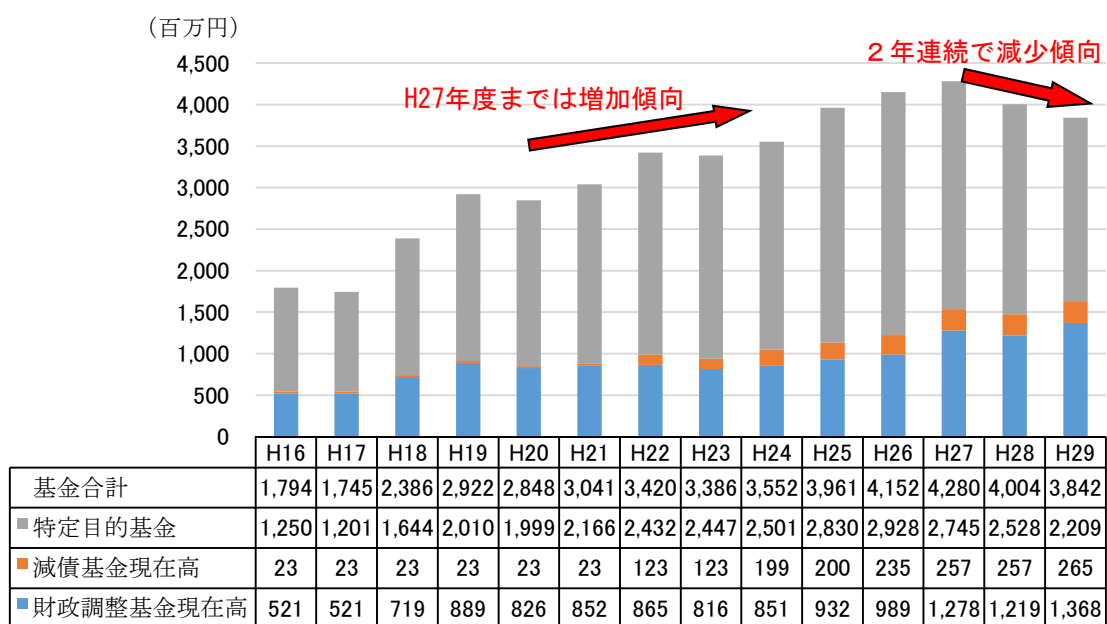
(2) 基金、起債残高の状況

ア 基金残高

基金残高については、平成 28 年度末より 161,455 千円減少した。

(単位：千円)

区 分	H29 年度末残高	H28 年度末残高	増 減
①財政調整基金	1,368,263	1,218,521	149,742
②減債基金	265,024	256,938	8,086
③その他特定目的基金	2,208,947	2,528,230	△319,283
④土地開発基金	188,956	188,956	0
計	4,031,190	4,192,645	△161,455

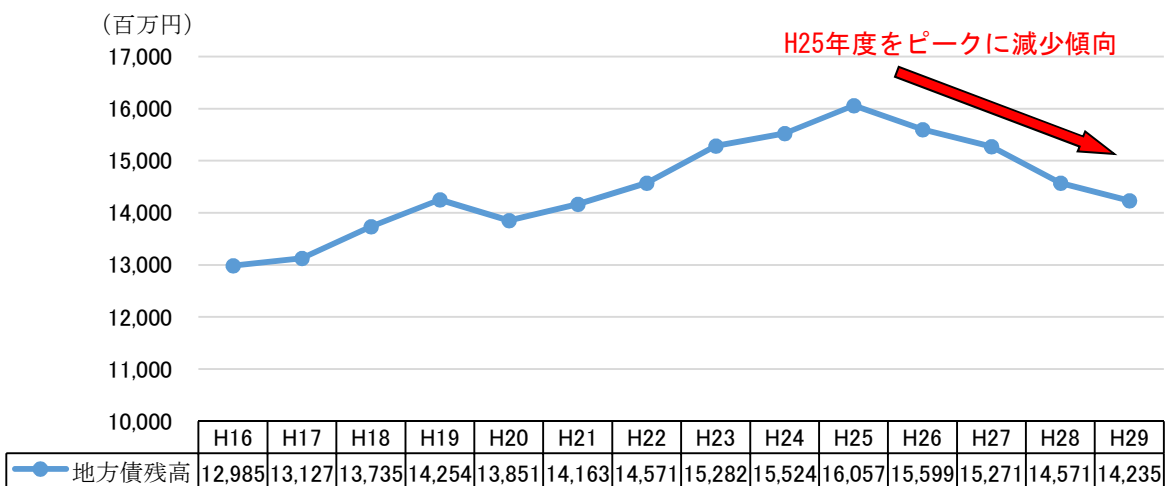


イ 地方債残高

地方債残高については、元金償還に比べ借入額を抑制したことにより減少した。

(単位：千円)

区 分	H29 年度末残高	H28 年度末残高	増 減
地方債残高	14,234,696	14,571,372	△336,676



(3) 歳入

歳入については、前年度に対し 257,002 千円の増額(+2.2%)となった。

地方税が前年度に比べ増額 58,751 千円(+3.5%)となったが、寄附金については、ふるさと納税の減収により減額 46,802 千円(△13.9%)となった。各種交付金については、自動車取得税交付金の増収などにより増額 18,819 千円となった。

地方交付税(普通、特別交付税の計)については、普通交付税の市町村合併に係る特例措置による段階的な縮減などの影響を受け 80,877 千円の減収となった。また、普通交付税については、市町村合併に係る特例措置期間が満了する平成 32 年度には、平成 29 年度から 179,058 千円の減収が見込まれる。

《歳入の状況》

(単位：千円、%)

区分	H29		H28		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1 地方税	1,758,610	15.0	1,699,859	14.8	58,751	3.5
2 地方譲与税	103,478	0.9	104,854	0.9	▲ 1,376	▲ 1.3
3 利子割交付金	4,064	0.0	2,526	0.0	1,538	60.9
4 配当割交付金	7,422	0.1	5,015	0.0	2,407	48.0
5 株式等譲渡所得割交付金	8,066	0.1	2,956	0.0	5,110	172.9
6 地方消費税交付金	309,715	2.6	308,875	2.7	840	0.3
7 ゴルフ場利用税交付金	1,750	0.0	1,744	0.0	6	0.3
8 軽油・自動車取得税交付金	29,398	0.2	19,609	0.2	9,789	49.9
9 地方特例交付金	4,614	0.0	4,310	0.0	304	7.1
10 地方交付税	4,287,304	36.4	4,368,181	38.0	▲ 80,877	▲ 1.9
11 交通安全対策特別交付金	1,645	0.0	1,444	0.0	201	13.9
12 分担金及び負担金	27,319	0.2	20,008	0.2	7,311	36.5
13 使用料	199,038	1.7	189,895	1.7	9,143	4.8
14 手数料	22,225	0.2	23,656	0.2	▲ 1,431	▲ 6.0
15 国庫支出金	1,183,054	10.1	1,259,251	10.9	▲ 76,197	▲ 6.1
16 都道府県支出金	1,010,599	8.6	939,767	8.2	70,832	7.5
17 財産収入	13,699	0.1	17,446	0.2	▲ 3,747	▲ 21.5
18 寄附金	290,366	2.5	337,168	2.9	▲ 46,802	▲ 13.9
19 繰入金	886,707	7.5	1,170,282	10.2	▲ 283,575	▲ 24.2
20 繰越金	455,388	3.9	244,057	2.1	211,331	86.6
21 諸収入	132,035	1.1	164,438	1.4	▲ 32,403	▲ 19.7
22 地方債	1,026,367	8.7	620,520	5.4	405,847	65.4
うち臨時財政対策債	301,367	2.6	281,720	2.4	19,647	7.0
合計	11,762,863	100.0	11,505,861	100.0	257,002	2.2

※端数処理により、計と内訳が一致しない場合がある。

①地方税 [対前年度+58,751 千円(+3.5%)]

住民税(所得割)については、給与所得、土地譲渡所得などにより前年度に比べて 30,091 千円の増収となった。

法人税割については、事業決算月の変更などにより、前年度に比べて増額 15,203 千円となった。

固定資産税については、企業減免や太陽光発電に係る減免措置が終了したことなどにより増額 13,168 千円となった。

②地方交付税 [対前年度△80,877 千円(△1.9%)]

普通交付税については、増額 118,255 千円となった。これは、これまで特別交付税に算入されていた町村福祉事務費が普通交付税に移行したことなどによる増額 123,492 千円のほか、公債費算入

分について合併特例債、臨時財政対策債の償還額の増加に伴い、算入額が増加し増額 11,697 千円となった。また、本年度の交付額が縮減率 50%の年度であったことから、特例措置が満了する平成 32 年度には、平成 29 年度に比べ 179,058 千円の減収が見込まれる。

特別交付税については、減額 199,132 千円となった。主な要因は町村福祉事務所費が普通交付税に移行したことによるもののほか、全国的な災害(九州北部地震、台風、豪雪等)などへの配分が大きく増えた影響により減額となった。(県内すべての団体が前年度を下回った。)

③各種交付金 [対前年度+18,819 千円(+4.2%)]

地方譲与税が減額 1,376 千円となったが、その他交付金については、前年度に比べて増額となった。主に株式譲渡取得割交付金が増額 5,110 千円(+172.9%)、自動車取得税交付金が増額 9,789 千円(+49.9%)となったことが要因としてあげられる。

④国庫支出金 [対前年度△76,197 千円(△6.1%)]

国庫支出金は、大高野遺跡保存・活用事業の皆減(国庫△49,296 千円)、臨時福祉給付金事業費補助金の増額 34,785 千円が主な要因となり前年度に比べて減額 76,197 千円となった。

⑤都道府県支出金 [対前年度+70,832 千円(+7.5%)]

超高速情報通信基盤整備費補助金の増額 33,394 千円、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金の増額 68,542 千円(皆増)などにより、前年度に比べ 70,832 千円の増額となった。

⑦地方債 [対前年度+405,847 千円(+65.4%)]

地方債は、総合体育館耐震化事業として緊急防災・減債事業債が増額 174,200 千円となったもののほか、情報通信利用環境整備促進事業(合併特例債、辺地対策事業債)の増額 167,900 千円、別所地区アクセス道路整備事業(合併特例債)の増額 32,100 千円が大きな増額要因となった。

⑧繰入金 [対前年度△283,575 千円(△24.2%)]

財政調整基金の繰入金が 324,300 千円の減額となったことによる。これは、前年度、鳥取県中部地震及び豪雪に対応するため財政調整基金の取崩しが大きくなったことに起因する。

⑨寄附金 [対前年度△46,802 千円(△13.9%)]

寄附金については、前年度に対し 46,802 千円の減額となった。これは、ふるさと納税寄附金が減額 42,981 千円(△12.9%)となったことが大きな要因である。

(4) 歳出

歳出については、前年度に対し 315,073 千円 (+2.9%) の増額となった。

増額要因としては、平成 28 年度からの繰越事業(繰越明許、事故、通次)にかかる決算額が 940,564 千円となり、前年度に比べて 696,097 千円の増額(+284.7%)となったことが挙げられる。そのうち通次繰越については、継続費にて実施した情報通信利用環境整備推進事業が 270,153 千円(皆増)となっており大きな比重を占めている。また、繰越明許費については、鳥取県中部地震に係る繰越事業費が大きくなったことのほか、豪雪により事業進捗が遅延したことにより、増額 357,402 千円(+146.2%)となった。

ア 性質別

(単位：千円、%)

区 分	H29		H28		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1 人件費 (a)	1,492,315	13.1	1,511,076	13.7	▲ 18,761	▲ 1.2
2 物件費	1,653,412	14.5	1,673,148	15.1	▲ 19,736	▲ 1.2
3 維持補修費	82,066	0.7	45,496	0.4	36,570	80.4
4 扶助費	1,547,058	13.6	1,605,113	14.5	▲ 58,055	▲ 3.6
5 補助費等	1,346,704	11.8	1,289,183	11.7	57,521	4.5
6 公債費	1,508,948	13.3	1,490,510	13.5	18,438	1.2
(1) 元利償還金	1,508,948	13.3	1,490,510	13.5	18,438	1.2
(2) 一時借入金利子	0	0.0	0	0.0	0	—
7 積立金	696,894	6.1	876,995	7.9	▲ 180,101	▲ 20.5
8 投資及び出資金・貸付金	11,749	0.1	13,020	0.1	▲ 1,271	▲ 9.8
9 繰出金	1,277,194	11.2	1,325,805	12.0	▲ 48,611	▲ 3.7
10 前年度繰上充用金	0	0.0	0	0.0	0	—
11 投資的経費	1,749,206	15.4	1,220,127	11.0	529,079	43.4
うち人件費 (b)	33,600	0.3	24,200	0.2	9,400	38.8
(1) 普通建設事業費	1,709,052	15.0	1,187,141	10.7	521,911	44.0
うち単独事業費	1,124,751	9.9	604,479	5.5	520,272	86.1
(2) 災害復旧事業費	40,154	0.4	32,986	0.3	7,168	21.7
歳出合計	11,365,546	138.9	11,050,473	130.2	315,073	2.9
うち人件費(a)+(b)	1,525,915	13.4	1,535,276	13.9	▲ 9,361	▲ 0.6
うち職員給	976,702	8.6	977,549	8.8	▲ 847	▲ 0.1
義務的経費 (1+4+6)	4,548,321	40.0	4,606,699	41.7	▲ 58,378	▲ 1.3

※端数処理により、計と内訳が一致しない場合がある。

①義務的経費 [対前年度△58,378 千円(△1.3%)]

義務的経費(人件費、扶助費、公債費等)は、全体で前年に対し減額 58,378 千円となった。主な要因としては、扶助費が減額 58,055 千円となったことが大きな要因であり、その具体的なものとして、臨時福祉給付金事業の減額 16,920 千円のほか生活保護扶助事業の減額 19,509 千円が主な要因となっている。

公債費については、増額 18,438 千円となり平成 32 年度から 35 年度に償還のピークを迎える想定である。

②投資的経費 [対前年度+529,079 千円(+43.4%)]

投資的経費については、前年度に対し増額 529,079 千円の増額となった。これは、平成 28 年度より継続費にて実施してきた情報通信利用環境整備推進事業(赤碕地区光ケーブル)の事業完了年度となったことから前年度に対し増額 344,187 千円となったもののほか、農業研修宿泊施設整

備事業の増額 34,118 千円(皆増、単年度事業)、平成 28 年に発生した鳥取県中部地震にて被災した東伯総合体育館耐震対策事業が決算額 196,328 千円となったことに起因する。

③その他経費

補助費については、前年度に対し増額 57,521 千円となった。これは、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金(国 10/10、事故繰越)の増額 68,542 千円(皆増)が主な要因である。

積立金については、前年度に対し減額 180,101 千円となった。これは、財政調整基金の積立額が前年度に対し減額 114,895 千円となったもののほか、ふるさと納税の寄附額が減収 46,802 千円となったことにより積立額も同額の減少となったためである。

イ 目的別

(単位：千円、%)

区 分	H29		H28		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1 議会費	94,668	0.8	103,336	0.9	▲ 8,668	▲ 8.4
2 総務費	2,436,935	21.4	2,304,118	20.9	132,817	5.8
3 民生費	3,155,117	27.8	3,219,767	29.1	▲ 64,650	▲ 2.0
4 衛生費	402,261	3.5	388,273	3.5	13,988	3.6
5 農林水産業費	1,101,316	9.7	1,032,041	9.3	69,275	6.7
6 商工費	212,502	1.9	208,026	1.9	4,476	2.2
7 土木費	1,131,252	10.0	1,092,994	9.9	38,258	3.5
8 消防費	285,141	2.5	319,105	2.9	▲ 33,964	▲ 10.6
9 教育費	997,252	8.8	859,317	7.8	137,935	16.1
10 災害復旧費	40,154	0.4	32,986	0.3	7,168	21.7
11 公債費	1,508,948	13.3	1,490,510	13.5	18,438	1.2
歳出合計	11,365,546	100.0	11,050,473	100.0	315,073	2.9

※端数処理により、計と内訳が一致しない場合がある。

①総務費 [対前年度+132,817 千円(+5.8%)]

ふるさと未来夢基金、財政調整基金の積立金が前年度に対して減額 161,697 千円となったが、継続費にて実施してきた情報通信利用環境整備推進事業(赤碕地区光ケーブル)の事業完了年度のため前年度に対し増額 344,187 千円となり、総務費は増額 132,817 千円となった。

②民生費 [対前年度△64,650 千円(△2.0%)]

臨時福祉給付金事業が前年度に対し減額 32,145 千円となったほか、生活保護扶助費が減額 19,909 千円となったことにより民生費は、前年度に比べ減額 64,650 千円となった。

③農林水産業費 [対前年度+62,275 千円(+6.7%)]

農林水産業費については、農業研修宿泊施設整備事業の増額 34,118 千円(皆増、単年度事業)のほか畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金(国 10/10、事故繰越)の増額 68,542 千円(皆増)により増額となった。また、琴浦町土地改良事業地元負担軽減補助金(繰上償還分)の増額 107,017 千円(皆増)が影響した。

④消防費 [対前年度△33,964 千円(△10.6%)]

消防費については、前年度に比べ減額 33,964 千円となった。これは、前年度決算に計上された消防自動車購入事業 23,544 千円が皆減となったことが要因となっている。

⑤教育費 [対前年度+137,935 千円(+16.1%)]

教育費については、前年度に比べ増額 137,935 千円と大幅に増額となった。これは、前年度事業、大高野遺跡保存・活用事業が減額 64,451 千円(皆減)となったが、東伯総合体育館耐震対策事業の増額 143,287 千円、赤碕中学校給食配膳室整備事業の増額 31,809 千円(皆増)のほか、進学奨励金の一般対策化による増額 5,834 千円などの増額要因によるものである。

⑥災害復旧費 [対前年度+7,168 千円(+21.7%)]

災害復旧費については、前年度からの繰越事業費である鳥取県中部地震に係る決算額が 11,947 千円となったことから、前年度に対し増額の決算額となった。

⑦公債費 [対前年度+18,438 千円(+1.2%)]

公債費については、住宅新築資金等貸付事業特別会計において貸付者からの繰上償還を受けて行った繰上償還のほか、一般会計における公営住宅建設事業の中止に伴う繰上償還として 4,778 千円の繰上償還が決算額に影響した。

また、公債費については、平成 32 年度に償還のピークを迎え、平成 35 年度まで高い水準での負担が想定されている。

(5) 財政構造の弾力性（経常収支比率、財政力指数）

区分	経常収支比率 (%)		財政力指数
		うち人件費	
H29	89.0	13.1	0.32
H28	91.7	13.7	0.33
増減	▲ 2.7	▲ 0.6	▲ 0.01

【参考】財政力指数(単年度)、H26:0.33、H27:0.33、H28:0.32、H29:0.30

①経常収支比率 89.0% [対前年度 2.7 ポイント改善]

経常収支比率については、前年度に比べて 2.7 ポイント改善した。

これは算定における分子要素である経常経費充当一般財源が 40,046 千円の悪化要因があったが、分母である地方税の増収 58,751 千円、地方交付税の増収 118,255 千円などにより分母全体で 236,120 千円の増額となったため改善した。

【分子】+40,046 千円

経常経費充当一般財源+40,046 千円

【分母】+236,120 千円

経常一般財源総額+216,473 千円、臨時財政対策債+19,647 千円

【算定式】 経常収支比率

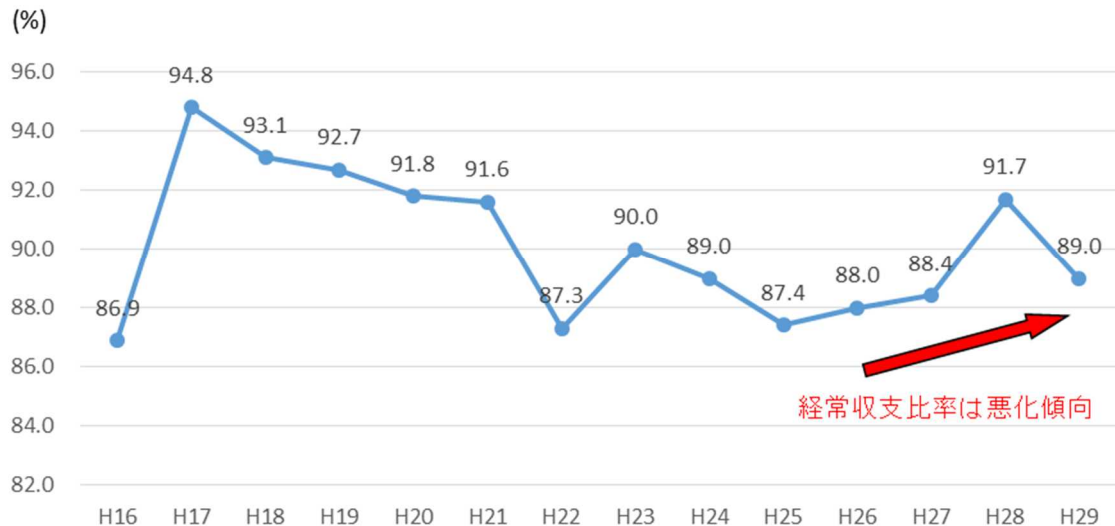
$$\frac{(\text{経常経費充当一般財源})}{(\text{経常一般財源総額}) + (\text{減収補填債特例分}) + (\text{臨時財政対策債})}$$

経常収支比率：義務的性格の経常経費に、経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見る

ことにより当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標

経常経費充当：人件費、扶助費公債費などの毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充
一般財源 当された一般財源

経常一般財源：地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源



②財政力指数(3ヶ年間の平均) 0.32 [対前年度 0.01 ポイント悪化]

財政力指数については、平成 29 年度(単年度)の財政力指数(H29:0.30)が前年度に比べ 0.02 ポイント悪化(H28:0.32)したことにより、3ヶ年間の平均である本指数が前年度に比べて 0.01 ポイント悪化した。

悪化の要因としては、分子である基準財政収入額が減額 31,002 千円となり、分母である基準財政需要額が増額 175,528 千円となったことにより、減少(悪化)した。

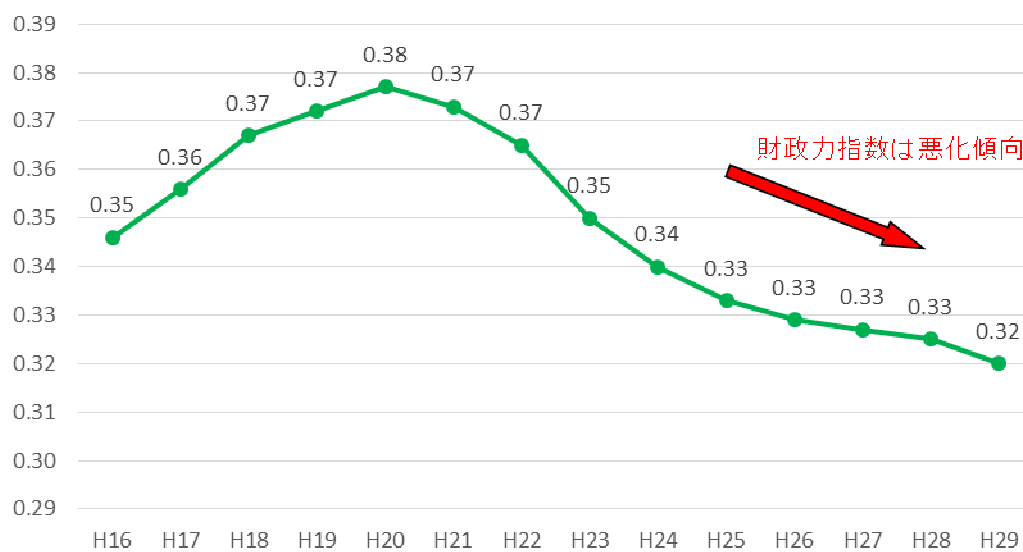
基準財政収入額の減額については、市町村民税(個人)の減額 20,464 千円のほか、地方消費税交付金の減額 23,722 千円が減額要因となっている。

また、基準財政需要額の増額については、平成 29 年度より福祉事務所に係る経費が特別交付税より普通交付税に移管されたことにより生活保護費及び社会福祉費が合計 253,904 千円の増額となったことによるものである。

【算定式】 財政力指数 ※過去 3 ヶ年間の平均

$$\frac{(\text{基準財政収入額})}{(\text{基準財政需要額})}$$

※財政力指数が「1」に近い団体ほど財源に余裕がある団体。「1」を超える場合、普通交付税の不交付団体となる。

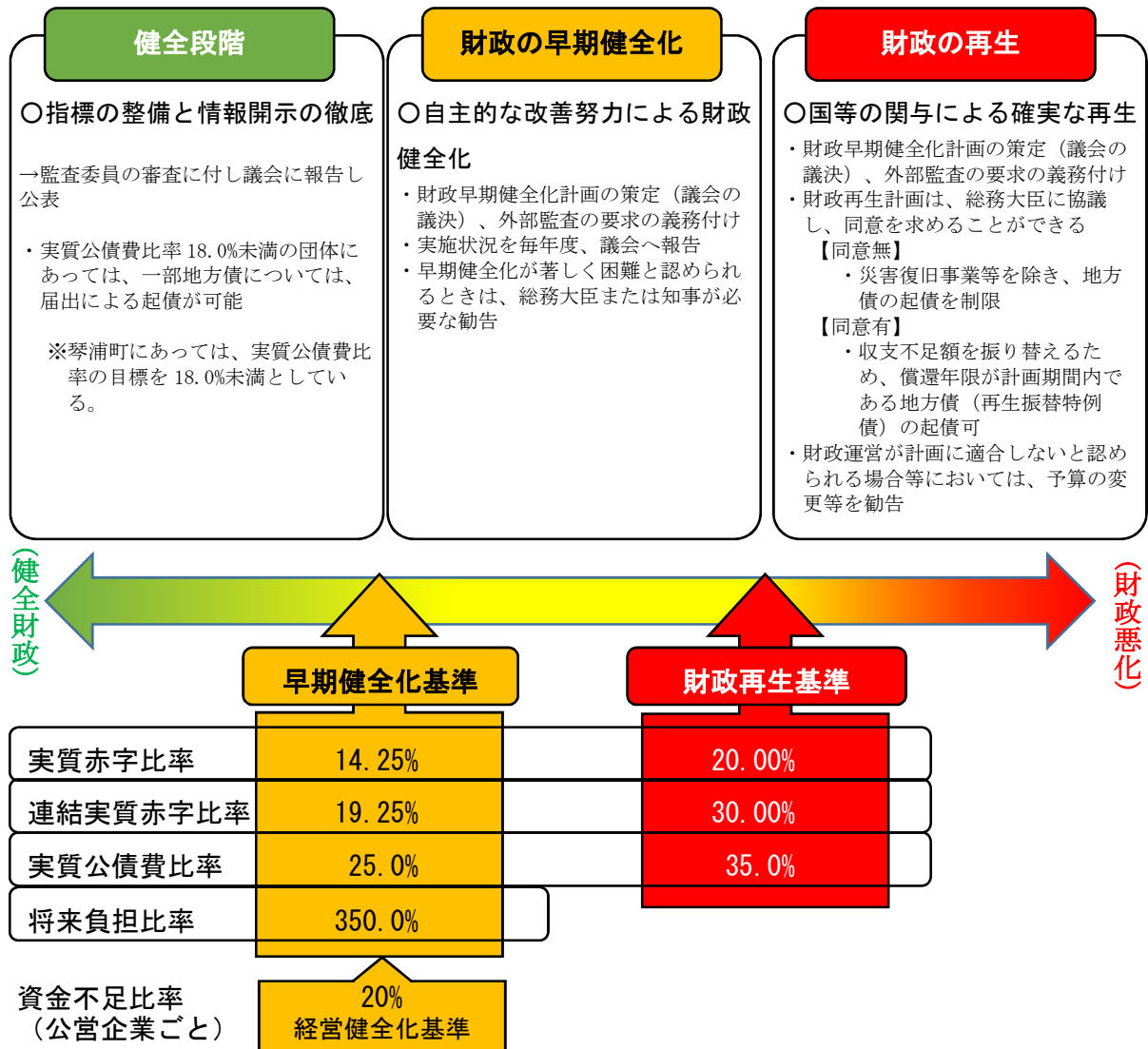


第2 健全化判断比率

1. 調査の概要

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定するとともに、当該計画の実施の促進を図り、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としたもの。

【根拠法令】地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)



2. 対象となる会計

※純計決算額を調査するため、各会計間の重複するものを控除

①普通会計

一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計

②特別会計

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計

③公営企業会計

農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、船上山発電所管理特別会計

3. 調査結果

(1) 各指標の結果一覧

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
H29	—	—	12.8%	106.8%
H28	—	—	12.0%	112.1%
増減	—	—	+0.8%	△5.3%

ア 実質赤字比率

平成 29 年度においても、実質赤字はありませんでした。

▼実質赤字比率とは、

(ア) 普通会計の実質赤字の標準財政規模※に対する指標

(イ) 普通会計の赤字の程度を表す指標で、財政運営の深刻度を示す。

【対象会計】普通会計（一般会計、住新会計）

【算定式】

$$(\text{実質赤字比率}) = \frac{(\text{一般会計等の実質赤字額})}{(\text{標準財政規模})}$$

※標準財政規模・・・地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示すもの

(標準財政規模) = (標準税収入額) + (普通地方交付税額) + (地方譲与税)

イ 連結実質赤字比率

平成 29 年度においても、各対象会計において実質赤字はありませんでした。

▼連結実質赤字比率とは、

(ア) 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(イ) 全ての会計の赤字の程度を表す指標で、自治体全体の財政運営の深刻度を示します。

【対象会計】普通会計(一般会計、住新会計)

特別会計(国保会計、介護会計、後期高齢会計)

公営企業会計(水道、電気、下水道、農業集落排水)

【算定式】

$$(\text{連結実質赤字比率}) = \frac{(\text{連結実質赤字額})}{(\text{標準財政規模})}$$

連結実質赤字額とは

次の①及び②に掲げる額の合計が、③及び④に掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。

⇒ 実質赤字額 = (①+②) - (③+④)

①一般会計又は公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

②公営企業の特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

③一般会計又は公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

④公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額が生じた会計の資金の剰余額の合計額

ウ 実質公債費比率

平成 29 年度:12.8%(対前年:+0.8%、平成 28 年度:12.0%)

平成 29 年度の実質公債費比率は、前年度に対し 0.8 ポイント悪化し 12.8%となった。
算定に係る各要素の増減及びその影響については、下記のとおりである。

①地方債の元利償還金 +14,695 千円 【悪化要因】

一般会計の公債費が増加したことによるもの。

②準元利償還金 △20,453 千円 【改善要因】

農集会計の公債費の減額や農集会計及び下水道会計の料金収入が 8,892 千円増加により一般会計からの基準内繰出金が 15,732 千円減少したことによるもの。

③特定財源 △45,645 千円 【悪化要因】

地域総合整備資金貸付金元金収入について、平成 28 年度で償還が終了し、平成 29 年度について 23,044 千円の皆減したことによるもの。

④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 +8,176 千円

臨時財政対策債、合併特例債などの償還額の増加に伴い基準財政需要額算入額が増加したことによるもの。

⑤標準財政規模 +103,156 千円 【改善要因】

普通交付税について、市町村合併特例に係る縮減による減収要素があったものの、福祉事務所の設置に係る経費が特別交付税から移管されたことによる 123,492 千円の増額などにより普通交付税全体では、118,255 千円の増額となったことによるもの。

▼実質公債費比率とは、

- (ア) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- (イ) 借入金の返済額及びこれに準じる額の程度を表す指標で、資金繰りの危険度を示す。
- (ウ) 3 カ年の平均値で表される。

【対象会計】 普通会計(一般会計、住新会計)

特別会計(国保会計、介護会計、後期高齢会計)

公営企業会計(水道、電気、下水道、農業集落排水)

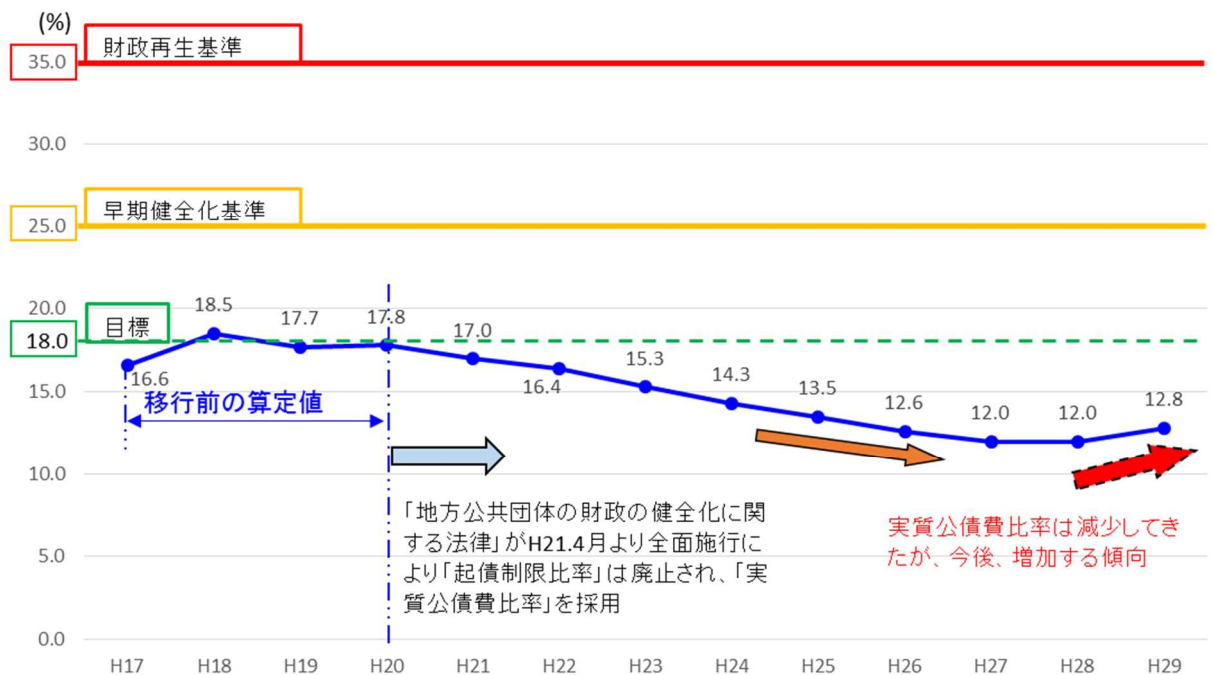
一部事務組合・広域連合等(ふるさと広域連合、)

【算定式】

(実質公債費比率)=

$$\frac{(\text{①地方債の元利償還金} + \text{②準元利償還金}) - (\text{③特定財源} + \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{⑤標準財政規模}) - (\text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※準元利償還金・・・公営企業、一部事務組合等の償還財源とするための一般会計からの繰入金、負担金等



エ 将来負担比率

平成 29 年度:106.8%(対前年:△5.3%、平成 28 年度:106.8%)

平成 29 年度の将来負担比率は、前年度に対し 5.3 ポイント改善し 106.8%となった。
算定に係る各要素の増減及びその影響については、下記のとおりである。

①将来負担額 △297,715 千円 【改善要因】

地方債現在高が 336,676 千円減少したことによるもののほか、債務負担行為に基づく支出予定額が琴浦町土地改良事業地元負担軽減補助金として繰上償還を 107,017 千円したことにより減少した。

②充当可能基金額 △310,958 千円 【悪化要因】

基金残高について、減少したことにより充当可能基金が減少したため。

③特定財源見込額 △140,109 千円 【悪化要因】

住宅使用料について、住宅管理事業への充当などにより公債費充当額が減少したため。

④基準財政需要額算入見込額 △307,569 千円 【悪化要因】

合併特例債などの高率の算入見込である地方債残高が減少したことにより将来の償還時の財源が減少したため。

⑤標準財政規模 +103,156 千円【改善要因】

普通交付税について、市町村合併特例に係る縮減による減収要素があったものの、福祉事務所の設置に係る経費が特別交付税から移管されたことにより 253,904 千円の増額などにより普通交付税全体では、118,255 千円の増額となったことによるもの。

⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 +8,176 千円【悪化要因】

臨時財政対策債、合併特例債などの償還額の増加に伴い基準財政需要額算入額が増加したことによるもの。

▼将来負担比率とは

(ア) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(イ) 将来の財政負担の大きさを示す

【対象会計】普通会計（一般会計、住新会計）

特別会計（国保会計、介護会計、後期高齢会計）

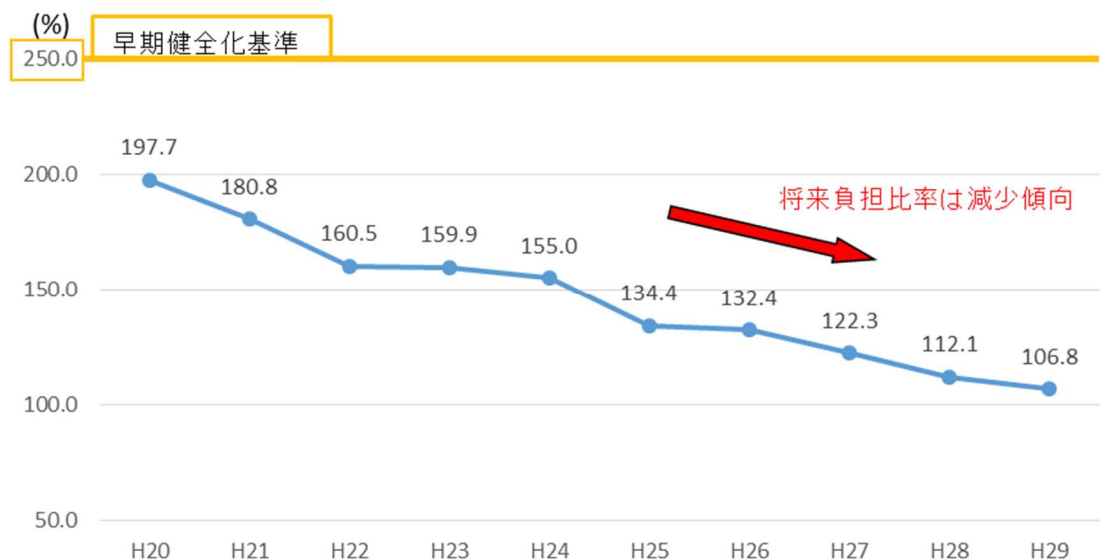
公営企業会計（水道、電気、下水道、農業集落排水）

一部事務組合・広域連合等（ふるさと広域連合、）

【算定式】

(将来負担比率)=

$$\frac{(\text{①将来負担額}) - (\text{②充当可能基金額} + \text{③特定財源見込額} + \text{④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{(\text{⑤標準財政規模}) - (\text{⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$



オ 資金不足比率

平成 29 年度においても、各対象会計において、資金不足はありませんでした。

▼資金不足比率とは

(ア)公営企業の資金の不足額の事業規模に対する比率

【対象会計】 公営企業会計(水道、電気、下水道、農業集落排水)

【算定式】

$$(\text{資金不足比率}) = \frac{(\text{資金不足額})}{(\text{事業の規模})}$$

▼資金不足額

●法適用企業

(流動負債+建設改良等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－流動資産)－(解消可能資産不足額)*

●法非適用企業

(歳出額+建設改良等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額)－(解消可能資金不足額)*

※解消可能資産不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合に
おいて、資金の不足額から控除する一定の額

▼事業の規模

●法適用企業 :営業収益の額－受託工事収益の額

●法非適用企業:営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額